

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 後藤 政義

1 日 時

平成26年12月8日（月） 午前10時00分から
午前11時45分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤政義、毛利正徳、桜木博、藤田正道、江藤清志、荒金信生、河野成司

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 進秀人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第129号議案から第134号議案までについては、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 平成27年度当初予算要求の概要について、県道三重弥生線における会計検査院の指摘事項について、県道床木海崎停車場線新八明トンネル工事の進捗状況について及び芹川ダム水環境改善対策について、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介
政策調査課調査広報班 主査 飯田聖子

土木建築委員会次第

日時：平成26年12月8日（月）10：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

10：00～12：00

(1) 付託案件の審査

第129号議案 工事請負契約の締結について

(国道212号中津3号トンネル工事(1工区))

第130号議案 工事請負契約の締結について

(国道212号中津3号トンネル工事(2工区))

第131号議案 大分川ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について

第132号議案 工事請負契約の締結について

(都市計画道路庄の原佐野線橋梁上部工工事)

第133号議案 工事請負契約の締結について

(県庁舎新館受変電棟新築設備工事)

第134号議案 工事請負契約の変更について

(県庁舎本館耐震化工事)

(2) 諸般の報告

①平成27年度当初予算要求の概要について

②県道三重弥生線における会計検査院の指摘事項について

③県道床木海崎停車場線新八明トンネル工事の進捗状況について

④芹川ダム水環境改善対策について

(3) その他

3 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

後藤委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

まず、委員の皆さんもご承知のとおり、去る10月29日の議会運営委員会におきまして、議会運営改革の一環として、常任委員会における委員間討論の活性化が決定されたので、ご留意をいただきたいと思えます。

きょうは委員外議員はいませんので、このまま進めてまいります。委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

従いまして、委員から特に個別にご異議が出た場合を除き、その発言の許可については、今後、委員長にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、委員外議員の発言の許可については、私にご一任いただきたいと思えます。

それから、執行部の皆さんにお願いいたします。以前より席が遠くなっておりますので、発言の際は、大きな声ではっきりとお願いしたいと思います。

審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

進土木建築部長 委員会冒頭で恐縮ですが、2点について申し上げさせていただきます。

まず、平成27年度当初予算の要求状況についてですが、知事選が行われることから、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費及び継続事業を中心とした骨格予算として編成されることとなっております。予算要求状況の詳細については、この後、諸般の報告の中で説明させていただきます。

次に、11月7日に公表されました会計検査院の決算結果報告におきまして、当部関係で1件指摘がございました。内容については、橋梁の耐震設計に不備があったもので、設計を行ったコンサルタントの過失によるものですが、県にも、発注者としての責務がございました。

今後、このような事態が発生しないよう、委託成果品のチェック体制の強化や検査体制の強化を図っていく所存でございます。

この件の詳細につきましても、担当課長から後ほど説明させていただきます。

後藤委員長 さて、本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案6件であります。

この際、これらを一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第129号議案及び第130号議案、いずれも工事請負契約の締結について、2つの議案を一括して、執行部の説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第129号議案及び第130号議案工事請負契約の締結について、一括してご説明いたします。

議案書の78、79ページをお開きください。

また、委員会資料の1、2ページをあわせてごらんください。

本議案は、中津日田道路のうち、中津市耶馬溪町で整備を進めております耶馬溪道路における仮称中津3号トンネルに係る工事請負契約の締結についてでございます。

トンネルが長大になりまして、起点側と終点側の2つに分割して発注するものであります。起点側の山移側を1工区、終点側の大島側を2工区としております。

1工区、129号議案につきましては、契約金額は37億1,800万8千円で、工期は、契約締結日の翌日から平成30年5月31日までといたしまして、前田・西武・石栄特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

2工区、130号議案につきましては、契約金額は36億396万円で、工期は同じく、契約締結日の翌日から平成30年5月31日までといたしまして、三井住友・小田開発・野村特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

毛利副委員長 このトンネル2本の予算には直接関係ないんですけど、地元からの現場の声なんで伝えたいと思います。

中津日田道路は、このトンネル以外にも開通している分もトンネル工事とか今日まであります。その際に、地元の周辺の方々の工事に対するダンプでの運搬とか騒音とか、そういうものに対しての配慮が欠けているということを経験も聞きました。これは議案が通れば、すぐまた来年工事にずっと入ると思いますので、ぜひ地域の方たちの迷惑というか、十分に気をつけていただきたいというふうに思いますので、この場を借りてお願いさせていただきます。

鈴木道路建設課長 本件契約に限らずということだとは思いますが、今回の契約では、技術提案を求めておまして、総合評価による評価を行っております。

そうした中で、やはり地元への環境配慮、騒音だとか、やはりダンプの運搬で、一部住宅地を抜けるような工事となっておりますので、こういった環境への配慮を求めるといっております。土木事務所といたしましても、やはりこの工事では、地元への配慮が大事だということでした。

ただ、トンネル工事では、やはりダンプの運搬が多くなっておりますので、多くの事業では、技術提案の中で周辺環境への配慮を求めるとしてありますが、委員のご指摘のとおり、もし問題がある、地元から声が上がっているということがあれば、そういうことがないように土木事務所から指導するようにしてまいりたいと思います。

毛利副委員長 お願いします。

後藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

まずは、第129号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第130号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第131号議案大分川ダム建設に関する基本計画の変更に係る意見について、執行部の説明を求めます。

平野河川課長 第131号議案大分川ダム建設に関する基本計画の変更に係る意見についてご説明いたします。

議案書の80ページ、それからお手元の資料の3ページをごらんください。

現在、大分川支流の七瀬川において、国直轄で進められております大分川ダム建設に関する基本計画を変更することについて、特定多目的ダム法に基づき、国土交通大臣から知事に意見を求められております。

この議案は、知事が意見を述べるにあたり、同法により議会の承認が必要となるために提出するものでございます。

大分川ダムは、洪水調節と河川環境の保全、さらに、大分市の水道用水の確保を目的とするロックフィルダム形式の多目的ダムでございます。

昭和62年に建設事業に着手して以降、平成12年6月に第1回目の基本計画の変更により工期を延長しております。その後、平成20年7月には第2回目の変更で、総事業費と工期の延長が行われ、現在、総事業費967億円、工期を平成29年度として工事が進められております。

今回は、工期と総事業費に関する変更となります。

工期につきましては、資料4ページの変更内容1をごらんください。

表中の上段、グリーンで示しておりますが、平成21年から3年間のダム検証を実施し、本体着工が2年おくれたことから、完成予定を平成31年度とするものです。

また、総事業費の変更につきましては、変更内容2にありますとおり、ダム検証時点までの物価上昇などによる約14億円の増額、ダム検証後、設計内容の変更やコストの縮減による約14億円の減額、これらの増減で、一旦は相殺されておりますが、検証時点で想定し得なかった物価上昇や消費税増税に伴う費用増が約28億円あり、最終的には約28億円の増額となっております。

これに対し、現計画における総事業費約967億円に対する県の直轄負担金は、約150億円とされておりましたが、平成21年度から直轄負担金制度が見直され、退職手当、営繕宿舍費などは地方に請求されないことになったため、総事業費は約995億円に増加しますが、直轄負担金の総額は約148億円と2億円の減少となっております。

県としましては、この基本計画の変更がやむを得ないものと考えておりますが、同意するに当たり、下の段に示しております3つの意見を付したいと考えております。

1つ目は、ダムの早期完成と一層のコスト縮減に努めること、2つ目は、建設費負担額の平準化を図ること、3つ目は、ダム周辺の自然景観、文化的景観の維持・向上を図ることなどとしております。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

河野委員 これまで、ここにつきましては、特に大分市の給水・受水の計画の見直しによって、自治体負担、地元負担がたびたび大きく変動したという経緯があるんですが、大分

市の計画自体、今後、大きな変更というのではないんですね。今、ここまで来ていますから、実際に本体工事にも入っているわけですから、そういった部分で大分市との意思疎通というのは、今どういう感じになっているんですか。要は、もう大分市も実際にこの大分川ダム^①の受益という部分について、現行で行くということは、もう間違いない、固まっているという認識でよろしいのでしょうか。

平野河川課長 先ほどご説明しましたとおり、平成20年に基本計画の第2回の変更をしております。その際に、大分市の水道計画の見直し——日取水量を、資料にも書いておりますとおり、10万トン余りから3万5千トンに変更しております。これにつきましては、大分市としましても、今後の需要を見ながら、当然、負担金の減少等、必要以上の負担はなるべく避けるということで、計画の見直しを行っているところでございますので、その後の状況から見ましても、特に大きな変動はないということをお我々も伺っております。

今回の変更によりまして、国としても、最終的な変更としたいというふうに聞いております。

河野委員 要は工期が延長されますよね。結局、実際の受益の開始が延びるわけですよね。その辺について、大分市はしっかりと認識をし、この工期の延長についても了解しているんだということよろしいんですね。

平野河川課長 大分市の取水につきましては、現状、ダムが完成するまでの間は、暫定水利権ということで、既に府内大橋の下流の古国府のところで取水しておりますので、その暫定水利権を取ってから大分市の水道におきまして、喝水とか、そういうものの給水制限等の状況は発生しておりませんので、その点については特に問題はないと認識しております。

江藤委員 工期の延長は理解できるんです。私が聞きたいのは関連の県関係の県道を初めとしたアクセス関係は、もう大体予定どおり完了できるわけですか。これはダム周辺の県道を初めとした——県道やねえ国道を中心とした……。

鈴木道路建設課長 大分川ダム関連といたしましては、国道442号線が一部つけかえ、一部は県が整備するという事になっておりまして、こちらの資料の3ページにも書いてありますが、国道のつけかえで行う部分1.9キロメートルについては100%完了となっております。それに対して県でその整備を進めております、さらにその上流側の部分については、現在、用地が一部難航しておりまして、まだ整備が完了してはおりませんが、このダムの整備とタイミングを合わせて供用できるように用地の交渉を進めているところでございます。

江藤委員 このままいけば用地問題だけであって、大体国道442号線を初めとして、予定どおり進捗しているというこっちゃな。そこだけ教えて。

鈴木道路建設課長 現在、元々の計画では平成29年までにダムが完成して、それまでに道路も整備したいと考えておりました。今、用地が難航しておりますので、現状29年までに完成をさせることは若干難しいかなという見通しも立ててはおりますが、ダムの完成も延びるので、せめて延びたダムの完成までには、私どもとしても道路を供用させられればと思っておりますので進めているところでございます。

江藤委員 用地が難航ちゃ、あの山の中はそげえややこしいかえ。

鈴木道路建設課長 この残件用地につきましては、普通ではない状況なので、もうこれは

収用手続きも視野に入れて検討していかないといけないのかなと考えているところでございます。

江藤委員 地元でダム建設に対する促進協議会というのができているじゃろう。こんな人は何しよんのか。そんな人にやっぱり中心に用地交渉してもらったほうがいいと思うよ、僕は。

鈴木道路建設課長 ご指摘のとおり、地元は非常に協力的でございまして、地元からも相当働きかけをしていただいておりますが、もはやそういう状況でないと考えています。

荒金委員 素人でちょっとわからんやけど、こういう工事をするとき、附帯工事が一番じゃないの。附帯工事を後のほうにしたとか言いよったけれども、工事をするのに附帯する道路を先につくったほうが効率がいいんじゃないの。わからないから、その辺、ちょっと教えて。

鈴木道路建設課長 今回、附帯工事として行う部分は、先ほど言ったつけかえの国道に当たる部分で、ここは完成しております。今回ダムをつくるのに合わせて、県でも整備をしますと言っている追加的な部分について、一部できていない部分があるということでございます。

荒金委員 あ、そうか。わかりました。

桜木委員 多分誰かがもう何回か聞いていると思うんですけども、昭和53年に計画調査から始まって、平成20年に大分市の水道取水量の変更があつて3分の1ぐらいになっているわけですね。そのためだろうと思うんですけども、国の検証で、大分川ダム事業を一時凍結、中断しておつたでしょう。大分市は、それだけ減らして大丈夫なのか、何か計画がずさんじゃつたのかどうなのか、そこいらのところをちょっと昔のことだからわかりませんので、改めて聞きたいと思つたんですけども、どうですかね。

進土木建築部長 私は以前、河川課長もやつておりました、議会でもご質問をいただいたことがございます。やはり、その見直しするとき、ダム検証のときにその議論が当時行われまして、今後もないのかとか、いろんな議論がございましたけれども、大分市としては、それまでの非常に大きい人口増の見直しを見直したり、いろんな社会情勢の変化に応じて、その時点で見直したということでございます。現在、日量3万5千トンと定めておりました、その取水量については、それ以降、変更する予定はないと聞いております。

今回も大分川ダムの建設に関する基本計画、これは我々も説明を受けましたけれども、並行して大分市にも同じ説明をしております。大分市もそれで了解ということで、この案件、両方ともこのまま前に進めるということで了解をいただいておりますので、その点の取水量についても、特段問題はないと我々も理解しているところでございます。

桜木委員 ということは、水源涵養ダムよりも洪水調節用ダムの機能のほうが大きくなるというような感じになりはせんですかね。

進土木建築部長 その当時に、やはり容量の見直しというのをやつてございます。取水量日量3万5千トンの持つ量というのは、全体の容量の中で、そう大きなものの変化ではないということでございます。容量というのは何百万トンもございまして、水道用水の占める割合がそう大したことはないということでございまして、やはり洪水であつたり、あるいは通常の河川の環境を維持するための水量とか、そういったものの容量がかなり大きいということだと記憶してございます。この辺は、皆さん、関係者全部合意のもとで、費

用のアロケーションと申しますけれども、費用配分等も全部見直して、それぞれで合意してきたという計画でございます。

後藤委員長 もとは昭和60年代ですからね。いろんな面で変わっていると思うんですよ。水道そのものは大分市の人口も50万人になるということは、まずないというふうに言われていますから。洗濯機とかトイレとか、今物すごく極端に機械の水を使う量が落ちているので、そういう点からいくと、水が減っていくというのは、やむを得ない状況であるのではないかと思いますけどね。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第132号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

宮崎都市計画課長 第132号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

お手元の議案書81ページをお開きください。

また、委員会資料の5、6ページに工事の詳細を記載していますので、あわせてご覧ください。

本議案は、大分市大字大分から下郡にかけて実施しております都市計画道路庄の原佐野線の街路改良事業における、大分川を渡河する橋梁上部工工事請負契約の締結についてでございます。

契約金額は28億9,872万円で、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成29年3月30日といたしまして、三井・横河特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

河野委員 この交差する国道10号の工事期間内の渋滞対策というのは、今どのように考えられているか、ちょっと教えてください。（「国道10号ですか」と言う者あり）国道10号が立体交差します。（「まだ工事はしていないですけども」と言う者あり）ええ、これについて、渋滞対策について国土交通省側との協議状況とか、具体のものがわかれば教えていただきたいんですが。

宮崎都市計画課長 工事の進入路につきましては、南側のところから、現場は川なんですけど、もっと南の、この絵でいきますと下のほうから入ってきます。特に今回は、鋼材の搬入等が問題になると思いますが、ここについては、当然渋滞とか近隣の交通に支障がないような形での搬入計画なりを、また業者に指示し、また、国土交通省とも協議を進めながらやっていきたいと思っております。

河野委員 橋梁部の本体工事とあわせまして、ここの国道10号の立体交差部分、これについても工事がだんだんされていくと思うんですが、ここの国道10号との立体交差部分の施工も、この平成29年3月ということによろしいんですか。

宮崎都市計画課長 国道10号の立体交差部分の工事はまだ発注しておりませんが、この工期とダブっての工事になります。これにつきましては、現道交通に支障ないような形で

の工事のスケジュールを立てた上でやっていきたいと思います。

河野委員 ここは朝夕、非常に渋滞が発生する箇所でありますので、その辺については遺漏のない形での協議を進めていただいて、この先、あそこのJRの架線の下をくぐったときのような形でスムーズに移行ができるようにぜひ検討していただきたいと思います。

後藤委員長 ちょっと教えてください。今言われた国道10号の真ん中くらいで、27年から28年度というふうに切っておりますが、国道10号そのものの上をやるときは、1つは何年の何月ごろから何年の何月ごろというぐらいのものが、もうできておりますか。

それともう1点は、この10号をまたぐのに、国道10号の交通規制を日中やるということがあるでしょうか。

宮崎都市計画課長 まだ10号の設計につきましては、今後になりますので、詳細な工程については、大体27年か28年度になるとと思います。

工事の工法によっては、昼間施工できる分もありますけれども、トラッククレーン架設というふうな形になりますと、それは昼間できませんので、夜間、通行規制をして架設をする形になるとと思います。そこにつきましては、また国土交通省とは最終的な協議が調っておりませんが、工法によっては、昼間施工も可能な、かつ現道交通に影響がないような施工も。その間、とめなきやいけません、極力現道交通に影響がないような形での施工。必要があれば、架設に関しては夜間工事というような考え方でやります。

上のほうにつきましては、1回桁がかかりますと、床板等につきましては、落下物とか影響がないような形での施工が可能になれば、昼間の施工も可能でございます。

後藤委員長 もう1点、萩原鬼崎線から東方向の都市計画の変更はいつごろを予定しておりますか。

宮崎都市計画課長 いわゆる明野への庄の原佐野線の延伸のお話でしょうか。（「下郡中判田線までの都計変更です」と言う者あり）下郡中判田線の都計変更、（「いや、この萩原鬼崎からの都計変更」と言う者あり）いわゆる（「東」と言う者あり）今、2車線のところですか。（「はい」と言う者あり）

それにつきましては、昨年のパーソントリップ調査を受けた大分都市圏総合都市計画を今、策定しております。その中で車線数なりの整理をした上で、必要があればその後、そういった都市計画の変更が必要になるということになれば、検討したいと考えております。ただ、具体的に何年度からということについては検討はしておりません。

後藤委員長 まだ方向は見えておりませんか。パーソントリップ調査の結果で、この東側の方向が、今のままの都市計画で行けるのか、あるいは拡幅計画にしなきゃいけないのかどうかという方向が見えていないですか。

宮崎都市計画課長 まだ最終判断はしておりませんが、今の都市計画の路線数では足りないのではないかと認識はしております。

後藤委員長 はい、わかりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第133号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

加藤施設整備課長 第133号議案工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

お手元の議案書82ページをお開きください。

また、委員会資料の7、8ページに工事の詳細を記載しておりますので、あわせてごらんください。

本議案は、県庁舎新館の地下2階にある受変電設備等が津波の浸水被害を受けてしまうことから、新たに新館の西側に設置する工事の請負契約についてでございます。

工事の内容は、別発注にて工事を行う地上4階建ての新館受変電棟の中に新たに高压の受変電設備や非常用発電機、蓄電池設備の機器を設置するものでございます。

契約金額は6億5,428万5,143円で、工期は、着工が契約締結の日の翌日、完成が平成27年3月31日といたしまして、富士電機・大徳電業建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたしたく、議会の承認をお願いするものでございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

河野委員 これは一般競争入札で3企業体しか応札がなかったということなのですが、それほど特殊な技術を要する工事内容になっているという理解でよろしいでしょうか。

加藤施設整備課長 規模としては結構大きな規模ですので、特殊と言えば特殊なんですけど、一般的にはそれほど特殊な部類には入らないと思います。東北の震災復興等、そちらのほうに目が向いているのかなど。その辺の原因が1番大きいと考えています。

後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第134号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

加藤施設整備課長 第134号議案工事請負契約の変更についてご説明いたします。

お手元の議案書の83ページをお開き願います。

また、工事の詳細について、お手元の土木建築委員会資料の9、10ページに記載しておりますので、あわせてごらんください。

本議案は、大分県庁舎本館で実施しております耐震化事業につきまして、契約額が確定しましたので、平成24年9月26日に大成建設グループと締結した工事請負契約を変更するものでございます。

変更の主な理由でございますが、資料の10ページにありますように、掘削の結果、既存杭の寸法が当初の想定より小さいことが判明しました。そのために補強鋼管杭の本数を追加したこと、また、契約後の詳細な地質調査の結果、当初の想定よりも軟弱な地盤があり、地震時の揺れが大きくなることが判明したため、この揺れに対応した免震装置に変更したこと、さらに本館行政棟に隣接する議会棟や厚生棟の基礎が、想定よりも大きく、当初予定していた仮土留めでは施工できないことが判明したため、工法の変更を行うものでございます。

加えて、工期内の労務単価の急激な上昇やコンクリート等の資材費の高騰に対処するた

め、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更するものでございます。

これらにより、資料9ページの右下にありますとおり、契約金額は、当初22億2,593万5,005円のところ、変更後24億9,937万625円となりまして、2億7,343万5,620円の増額でございます。

後藤委員長 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

藤田委員 約2億7千万円の増のうち、この①と②の内訳は幾らずつなんでしょうか。

加藤施設整備課長 設計変更、現場の変更に伴うものが1億9,722万3,120円でございます。インフレスライドによる増額が7,621万2,500円で、トータル2億7,343万5,620円の増額でございます。

後藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

進土木建築部長 土木建築部の平成27年度当初予算要求の概要についてご説明します。

お手元の資料、平成27年度当初予算（一般会計）要求概要の32ページをお開きください。

まず、1番上の表をごらんください。

27年度当初要求額は585億9,594万8千円で、26年度当初予算額の824億8,894万1千円に対しまして、238億9,299万3千円の減で、増減率はマイナス29.0%となっております。

平成27年度の当初予算は、骨格予算として編成され、年度当初から直ちに着手しなければならない事業などの予算を主に要求しております。このことから、今年度の当初予算額のおよそ7割程度の要求額となっております。

その下は、今回、土木建築部から予算要求しております事業のうち主なものを、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」に基づき、事業体系として記載したものでございます。

続きまして、次の33ページでございます。

平成27年度当初予算要求の主な事業概要ですが、当初予算で要求しております事業のうち、主な事業についてご説明いたします。

まず、表の左に番号を振っていますが、1生活排水処理施設整備推進事業ですけれども、予算要求額は4億3,232万1千円でございます。

本事業では、豊かな水環境創出に向けた取り組みとして26年度から、単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽への転換する費用としまして、市町村とともに上乘せ補助を実施しておりますが、モデル河川流域の旧市町村部分を対象地域としたことから、同一市内の補助に格差が生じており、事業の活用が進んでおりませんでした。

そこで、平成27年度は、対象地域を同一市内全域としまして、合併処理浄化槽への転換を促進するものでございます。

次に、3公共の治水ダム建設事業でございます。予算要求額は14億3,164万8千円です。

本事業は、平成2年、一昨年と大きな被害を受けました、竹田市の治水安全性を向上させるために玉来ダムを建設するもので、平成27年度は、用地取得を推進するとともに、上流仮締切堤や工事用道路など、本体着工に向けた準備を進めてまいります。

次に、8公共の砂防事業調査費ですが、予算要求額は6億3,282万9千円でございます。

本事業は、近年、局地的な集中豪雨などで全国で土砂災害が頻発しておりますことから、土砂災害のおそれのある地域の警戒避難体制の整備を推進するため、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を加速して実施するものでございます。

最後に、その下、9特定建築物耐震化促進事業ですが、予算要求額は3億5,501万円でございます。

本事業は、昨年5月に耐震改修促進法の改正に伴いまして、不特定多数の方が利用する一定規模以上のホテル・旅館、病院、店舗などの特定建築物に対し、耐震診断及び補強設計の助成を行ってきたものですが、平成27年度は、耐震改修工事の費用につきましても国、市町村とともに助成することとしております。

以上が、当初予算要求の主な事業概要でございます。

次に資料の35ページをお開きください。

平成27年度当初予算要求における廃止事業ですが、いずれも単年度ないしは数カ年の事業として実施し、事業目的の達成により事業終了となったものでございます。

なお、その中で4単独の身近な道改善事業費につきましては、事業効果等を検証し、組みかえを検討しているところでございます。

以上、予算要求の概要について説明いたしました。よろしく願いいたします。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

河野委員 要求の主な事業概要の中の9特定建築物耐震化促進事業に新しく耐震化工事補助事業が入るということですが、この補助率と、どのくらいの件数を年間見込んでこの金額になったか教えていただいでよろしいでしょうか。

永松建築住宅課長 補助率ですけれども、県では5.75%で要求させていただいております。市町村が同じく5.75%補助したとき、国費が3分の1ありますので、合計で44.8%になります。

それから、件数ですが、来年度12施設要求させていただいております。

河野委員 これは12施設ということなんですが、これについて12施設というふうに根拠となったものというのは、何か要望調査みたいなものをされたんでしょうか。

永松建築住宅課長 元々は昭和56年5月以前に建築された建物のうち、不特定多数の方が利用される旅館、ホテルとか店舗とか、規模の要件がありまして、店舗とか、そして旅館の場合は、3階建て以上かつ5千平米以上の建物でございます。そういうのが大もとにあります。そこで、所有者の方が補強したいからということで、市町村を通じて要望されているのが来年度12施設あります。

河野委員 今おっしゃられた対象リストでリストアップされた施設の12件というのは、どのくらいの割合になるでしょうか。

永松建築住宅課長 全部で51施設ありますが、その中には公共施設もあります。そのうち県費補助は民間施設を対象としておりますので、来年度するのが12施設、それから28年度を予定しているところは7施設ほどあります。だから、ほとんどの民間施設はする予定ですけど、中にはまだ幾つかめどが立っていないところがあります。

河野委員 要するに、それは資金の手当てとかそういう意味ですかね。今まだめどが立っていないという意味なんでしょうか。

永松建築住宅課長 1つだけまだ耐震診断も、所有者が多いとか、入居者の方が反対されているということで今めどが立っておりませんので、補強工事の要望までいっておりません。

進土木建築部長 補足説明をさせていただきます。

我々は市町村と連携をとりまして、耐震の診断状況とか対象施設のリストを持っております。その中で、非常に前向きな施設、あるいは今の経営状況の前でちょっと流動的に考えている施設、いろいろございます。その中で最大限の数字を今上げてきているということをごさいます、それが今予算要求段階でございますから、これが全て認められるのかどうかというのは、今から財政課と協議して固まっていくということで。我々サイドとしては、全施設を要求していますけれども、今後の要求次第で、また変わってくることも考えておかなくちやならんということでございます。その辺はよくご理解いただきたいと思っております。

後藤委員長 ちょっと今の件で。昭和56年以前に建築をされた大規模な建築物ですよ、人が集まる場所とか、病院とか、そういうところを市町村が直接訪問をしながら、こういうPRをしていっているということはされているのでしょうか。

永松建築住宅課長 リストアップして、市町村の方が建物のオーナーさんとかにも話しておりますので、PRというか、持ち主の方はその建物に該当するというのは認識しております。

後藤委員長 持ち主の方はもう認識をされているの。経済対策としても早くやってもらうのが1番いいと思うので、やっぱりもう少し指導ですね、市町村が踏み込んでいって、どんどんそういうことをやっぱりやってほしいという願いをするような指令といいますか、県からの通知を年度がかわるごとに出しているのかどうか分かりませんが、その辺の県からの指導というのは、どの程度されていますか。

永松建築住宅課長 昨年度は法改正がありまして、それまでは努力義務だったのが、こういう大規模なものについては、来年12月末までに診断して、報告をなさいというふうになりましたので、オーナーの方はもう該当するところについては、皆さんわかっております。ほとんどの方が取り組んでくれておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。

桜木委員 皆、業者の人たちはわかっているんですよ、せにやいかんということは。ただ、補助率が全部入れて44.8%ですか。それが、やっぱりせめて半分は出してほしいという声をよく聞くんですよ。ホテルとかそういうところは経営状態によって違うもんですからね。できるところはいいんですけども、できないところのほうがどっちかというところが多いもんです。ですから、やっぱりそういう補助率も要望するなり見直すなり、県

と市が少しずつでも出し合わせて、半分以上出してやれるような状況になれば、もっと進むだろうと思いますけれども、そこいらに対して部長さんどう思いますか。

進土木建築部長 この補助率につきましては、部内でも、あるいは財政課を入れた議論の中でもいろいろございました。全国的に調べますと、全体の補助率44.8%は国費も入れたところでありまして、これとしている県がほとんどの割合になっておりまして、それ以上を持っていくとなると、何かの位置づけ、あるいは明確に説明できる内容のものが要するというので、なかなかそのハードルが少し厳しいということがございます。

それともう1つは、やはり市町村のほうが5.75%という、ほとんどの市町村が先に明示しておりますので、それに合わせて県もちょっと後追いと言ったら大変失礼ですが、我々もどうするか悩みましたが、市町村と少なくとも同じ率でいかないと、それはよろしくないだろうということで、今、その率で要求をさせていただいています。

それをさらに上げるとなると、さらに市町村もということになりますので、そこには今まで市町村が一生懸命5.75%まで上げるということに取り組んでいただいております。さらにとすることは、今後、それをやるとなると、ちょっとお時間をいただくということになってくるのかなと思っております。

桜木委員 難しいとは思いますが、県のほうが財政規模も大きいわけだからね、市町村と同じでやるというのも、県のほうがリードして、少しでもアップしてやるというような、全国最先端に行くような政策をつくってもいいじゃないですか。

進土木建築部長 大変厳しいご指摘なんですけれども、なかなかそれより上というのは、我々も厳しいと思っております、この議論は、実は昨年からずっとやってまいりました。耐震診断の導入のあった時点から議論になっていまして、実は昨年までは旅館・ホテル、しかもその一部、避難所に指定されたものだけという非常に厳しいものでございましたけれども、それを何とかもっと幅を広げて、そういう垣根を設けずに、手を挙げる方は皆さんしてもらおうよということ、そういう形で今要求をさせていただいております。

それをさらにとするのは、やはりなかなかハードル——全国的なもの、それから、県内の市町村のものと、2つのハードルが目に見えるだけでもありまして、なかなかそれよりというのは厳しいかと思えます。

それともう1つは、旅館、ホテルへの融資というふうな問題もございまして、そちらでも県、他の部局で一生懸命努力していただいておりますが、なかなかこれも結果的にはうまくいっていないようなことを聞いております。そちらのほうはまだ引き続き、もうちょっと頑張っていただかなくちゃいけないのかなと。融資ができれば、かなり資金繰りというのは楽になりますので、そういった方面で事業者の方、所有者の方もご努力いただければと思っております。

江藤委員 今回は来年の統一自治体選挙の関係で、骨格予算と。だから、選挙が済んだ後の議会になると思うんですけども、本格的な予算を組むときに、要望が2点だけあるもので言っておきたいと思うんですが、まず33ページの8砂防事業調査費では、土石災害警戒区域の指定については加速すると、こう書いておりますので、1つ言いたいのは、やっぱり広島は二の舞だけはせんように。

それから、私は常々心配するのが、最近市町村と県との連携プレーがとれております。そこはもう高く評価するんですけども、市町村の職員が合併後、余り昔のことはようわか

らん職員が多いもんだから、僕はちょいちょい注意はするんだけど、そこをもう1回掘り下げて、そして危険箇所を挙げていくと。大分県はそれだけでなく急傾斜地域が多いんだから、そこは真剣に県として市町村段階で担当職員を徹底的に指導して、そして挙げてください。それぞれ地域に災害の歴史がみんなあるんよ。そこをもう1回再調査したかというような念押しをしていただきたいのが1点。

それから、もう1点は、35ページの4道路保全課の身近な道改善事業。これは僕に言わせたらはっきり言って土木建築部の1つのメインの事業なんです。それが2年に1回ずつ、ころころ事業名が変わるもんじゃから、俺もこれは何かなとよう考えてみると、これは側溝を中心とした道路整備の事業じゃないかと。大体8億から9億ぐらい毎回ついておるんだけど、ここが土木建築部にとっては、1番評判のいい事業だから、県単とはいながら、最低10億円ぐらい予算をつけて改良をやっていきや、住民から喜ばれるのは確かだから、予算をようけつけて頑張ってもらいたい。以上2点。

後藤委員長 要望でいいですか。

江藤委員 要望でいい。言うことがあれば言うてください。

後藤委員長 身近な道改善事業は27年度一般会計予算要求では廃止事業になってるじゃないですか。これはどういうことですか、今、江藤委員がお願いをしたものについては、名前を変えるの、また、しょっちゅう名前を変えるんだ。

亀井道路保全課長 身近な道改善事業につきましては、今までやってきたもののニーズが、今時点でどれぐらいあるのか。それと、新たなニーズとしてどんなものがあるのか、これについて、今、調査させていただいておりまして、それをもとに要望したいと考えております。

後藤砂防課長 先ほどご指摘のありました砂防事業調査費でございます。これは知事の議会答弁でも言うておりましたが、加速いたします。そして、おおむね倍額程度になりますので、市町村の協力は不可欠でございます。まず、冒頭に調査に入るときに了解を得る。それから、また、その後、調査結果をお知らせする。そして、指定のときにまた市町村を通じてお知らせすると。本当に市町村の方々の協力なくしては、事業は進みませんので、メインの事業でございますので、市町村との連携もとるべきだと。また、説明会等も実施いたしまして、しっかりやっていきたいと思っております。

後藤委員長 よろしくお願ひします。

特定建築物の耐震化の促進なんですけど、先ほど桜木委員からも話がありました。きょうは半分まではなかなか厳しいという部長のお話ですけれども、県として、銀行と提携をして、例えば、2%未満の低利融資をつくらせると。銀行は1%でも2%でももうかればいいわけですから。だから、時期も決まっているわけですから、県が供託をしてこのための提携を県内銀行、金融機関とすると。そして、この事業をやるところについては、低利の融資を何とかしますという形をつくらせると、私はかなり進むんじゃないかと思うんですが、その辺を財政課等との話もあるでしょうから、私の要望ですが。何とかこの事業における低利融資枠を県内金融機関につくっていただく、そのために県が努力をするということ頑張っていたらいいと思っております。（「それは賛成や」と言う者あり）

それでは、ほかに質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

鈴木道路建設課長 冒頭、部長からも報告がありましたが、県道三重弥生線における会計

検査院からの指摘事項についてご説明いたします。

委員会資料11ページをお開き願います。

昨年12月に道路局所管事業の会計実地検査がございました。

この中で、県道三重弥生線道路改良事業の新三竈江橋（しんみかまえばし）の設計について不適切な点があり、所要の安全度を確保されていないとの指摘を受けました。

本案件につきましては、今年の11月7日に会計検査院より、平成25年度決算結果報告で、交付金相当額で約9,100万円が不当であるという旨公表されたところです。

内容についてご説明いたします。

本橋梁については一本橋梁に限らずですけれども、大規模地震時に橋桁が落下するのを防止するために、12ページ上段の図、赤色で示しておりますように、橋桁と橋台を連結する落橋防止構造を設置しております。本橋梁では、A1、A2の橋台にそれぞれ4カ所ずつ落橋防止装置を設置する計画としております。

橋台と胸壁、この青色で着色した部分の設計にあたり、落橋防止構造4カ所分の力がかかるとすべきところを誤って2カ所、2本分の落橋防止構造の力がこの胸壁、青色に着色した部分にかかるという計算を誤ってしてしまったために、左側の図の赤線で囲んでいる胸壁基部の耐力が不足しており、大規模地震時には胸壁が破壊するおそれがある状態となっていることが判明しました。

現地では、既に、胸壁の耐力不足を補うために、右側の図のように、橋桁と橋台のたて壁の部分と連結する落橋防止構造を追加設置する補修工事を実施済みです。

これにより、所要の安全度が確保されたことから交付金の返還は生じておりません。

なお、今回の事案は、設計を行ったコンサルタントの計算ミス、過失であったことから、補修工事の費用については、設計を行ったコンサルタントが全額負担することとしております。

県としても、発注者の責務を再認識し、今後、このような事態が発生することがないように、職員への周知徹底を図るとともに、成果品のチェック体制の強化や検査体制の強化を図っていく所存でございます。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

河野委員 これはかなり専門的な知識がないと、この部分というのは見通せないというか、検査体制の強化ということで、耐力が十分か十分でないかという部分について、実際にこれは県に設計コンサルから上がってきた成果品のチェックというのはどういう形でできるのかという部分について、対策の面も含めてお伺いしたいんですが。

鈴木道路建設課長 まず1点は、今回と同じミスが生じることがないように、今後はこういったようなチェックしなさいということを各土木に周知するというのは当然でございます。

基本的な考え方として、この成果物の検査というのは、例えば、ここであれば、落橋防止構造の耐力の計算をしているかどうかといったようなチェックをするもので、中の計算式の1個1個まで見るのは事実上難しいので、チェックすべき項目がチェックされているかどうかというのは私ども発注者で検査できる限界かなと考えております。

今回のようなミスがあれば、そういう同じミスが生じないようにという周知をする。それから、担当者が責任感を持ってこの橋梁について、あるいは構造物について自覚をして

もらうために、こういう成果品の検査に当たって、担当者から本庁で検査する体制をとっているんですけども、担当者が直接そういう場所で答える、コンサルタントに任せないという責任体制の明確化というものも講じていく、このように考えております。

河野委員 それは技術者個人の技量に任せるというよりは、もう少しシステム的な形でこういった設計の内容の妥当性の評価というものがなされる仕組みそのものが要るんじゃないかと思うんですが、その辺の対策というのはできないんでしょうか。

鈴木道路建設課長 繰り返しになりますけれども、計算書というのは、非常に分厚い成果品になりますので、全てその計算ミス——4を2と書き間違えるというようなミスまで見抜くのはなかなか難しいんですけども、発注者として確認すべき事項を取りまとめたチェックポイント集というものをつくっておきまして、これをもう事あるごとに充実していくということ、検査体制の強化としても、こういった検査時の確認の周知等を図っていくということかなと思っております。

また、昨年度でも、過去の補修事例を検査員や業者に対して周知を図っておきまして、こうした事例について、追加で周知を図っていること、これに尽きるのかなと考えております。

河野委員 検査院のほうはこれをどうやって見つけ出したんでしょうか。これは何か重点項目みたいな形で上がって、いわゆる強度計算、その他、耐力の計算をもう1回やってみなさいというふうな指摘があってこういうことになったんですか。

鈴木道路建設課長 会計検査院は橋梁の耐震というところに今回着目して検査をしたということでございます。したがって、設計のうち、ここをチェックするんだということで丁寧に追って行ったためにわかったということでございます。

河野委員 先ほど課長が言われたチェック項目のリストを県の担当者がチェックしていくことによって、今回の事案というのは発見できたんでしょうか。

鈴木道路建設課長 今回、チェックリストに追加したものは、全くピンポイントでこの箇所をチェックしなさいという内容ですので、それを見ておれば、間違えることはないと考えております。

河野委員 はい、わかりました。

進土木建築部長 少し補足説明をいたします。

やはり、発注者の責任ということで、今捉えておりますけれども、受注者側にもこれは相当な責務がございます。というのは、受注する際に、予算書の中で、我々が発注する項目の中で照査という項目がございます。設計をして、それをちゃんと間違っていないかどうか、別の者がチェックしなさいと。照査というのは、予算計上されたものです。それをやっておれば、恐らくこういう事態にはなっていないはずのものが、やはりこういうことが起きてしまうということは、受注者側に相当な責務があるというふうに捉えられます。

そういうことで、今回の工費につきましても、設計コンサルタント側に全額回すと。それに加えて、指名停止期間もかなり長期にわたっております。そういう受注者側の責務が非常に大きいという案件でございまして、ただそれだけでは発注者側として責任逃れということにはなりませんから、こういうことの再発防止ということで、今道路建設課長も申し上げましたような対策を講じるということでもあります。

荒金委員 これは設計コンサルタントの全額負担というのは9, 100万円ということで

すか。

鈴木道路建設課長 この交付金相当額9, 100万円は橋梁の上部構造全体にかかわるものでございまして、今回、落橋防止装置——この12ページ下の右側にある、たて壁とつながる部分の工事費に相当する額でございまして、1, 300万円弱の追加工事費が生じており、これを負担しております。

桜木委員 残りの7, 800万円というのは何ですか。

鈴木道路建設課長 この9, 100万円というのは、この橋梁の両側の橋台の工事費と橋桁の工事費。要するに橋桁が所要の強度を生じていないために、橋桁と橋台が機能しないと。この全体の工事費がおよそ1億5千万円ぐらいかかっておりまして、この1億5千万円のうち、国の補助金相当額が9, 100万円ということです。なので、国の補助金相当額で9, 100万円が無駄なんだけれども、その1, 300万円近い追加の工事をする事で、この橋桁及び上部工については問題がなくなると、そういう考え方です。

後藤委員長 橋梁工事をかなり出していると思うんですけども、見つけていないということは県としてのミスがあるわけですね。ですから、ほかの橋梁について、例えば、このコンサルタントが設計をした橋梁があれば、そういうのをちゃんとチェックをしておかないといけないじゃないかなということと、要は本当に基本的な基本のところなんですね、ここは。ですから、先ほど鈴木課長さんが、職員がなかなかそこまで見つけるのは難しいみたいな話がありましたけれども、私は今、技術力が非常に落ちてきているというのを前から言っているんですけども、トンネルとか橋梁とか、あるいは港湾とか、要するに特殊事業についてのプロをやっぴり県の中にも何人か育てなきゃいかんと思う。

例えば、技術センターと提携をしてもいいんですけども、そういう形の中で、その人にこれを見てもらえば必ずわかるというふうなもの——例えば、建築屋でいえば、構造屋さんっているじゃないですか。そういう詳しい方、頭の中で数字がぐるっと回る人がおるじゃない。そういう人をやっぴり土木屋もつくるべきじゃないかと思うんです。なかなか一般の30代そこそこの人が——橋梁経験もない人が橋梁の仕事を担当してやったときに、果たして力学計算が全部できるかという、経験がないとやっぴりできないんですよ。だから、そういう点からいくと、先ほど部長が言われたように、橋梁で見てもいかなきゃならんのはどこなのかという重要なポイントというのはあるわけですね。特殊事業について、それをちゃんと見られる人を県の中に何人か育成をしていく。そういう面がやっぴり僕は大事じゃないかなと思いますので、一考していただければと思います。

それと、県外のコンサルタントなのか、県内のコンサルタントかわかりませんが、1, 300万円を負担をしたということなんですけれども、県としても責任があるので、その辺は業者側が負担をしたからいいんだということではなくて、県の責任の中でそのコンサルタントにも無理をつけたなあというところが私はあると思います。県が見抜いていなかったというのもあるわけですから、その辺の責任が県にもゼロではないというふうに思いますので、そういう点については、今回は非常にいい勉強になったと思うんですが、これはRCだったらどうしたのかなと私は思うんですけども、非常に後の対策、補強の仕方が難しかったかなあと。鋼桁だったからある程度はいけたのかなという感じもしないでもないんですが。そういう点で、できればそういう技術のプロを育てていただきたいと思います。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、次の報告に移ります。

鈴木道路建設課長 一般県道床木海崎停車場線の仮称新八明トンネル工事の進捗についてご説明いたします。

委員会資料13ページをお開き願います。

新八明トンネルは、一般県道床木海崎停車場線の佐伯市海崎で整備を進めております延長1.2キロメートル程度のバイパス事業の一部を構成する367メートルのトンネルでございます。位置図の赤色実線で着色した箇所になります。

こちらにつきましては、トンネルの掘削を進めていく中で、学識経験者等から成るトンネル検討委員会による地質の判定を行いました結果、当初想定していたよりも良質な地質があらわれたため、図の赤斜線、区間1と2がありますけれども、この2区間におきまして、地山の崩落を防ぐ掘削の支保工及び補助工法などを変更することとなりました。

具体的には、区間①におきまして、左下の図のように、掘削後のトンネルの掘削面の安定を図る鋼製の支保工及びロックボルトを減らしたものでございます。

区間②の部分は地質が悪い部分でございまして、注入式のフォアポーリングを行うこととしておりましたものを、薬液を注入するものからモルタルを使用する工費が安価なものに変更したものでございます。

これによりまして、当初7億6千万円程度で契約していたものにつきまして、およそ5千万円の工事費の減を見込んでおります。これにつきましては、次回、第1回定例県議会の中で、金額変更の契約について議案を上程したいと考えております。

なお、現地では掘削は終了して、現在、トンネルは内面のコンクリート工事を施工中で、順調に進んでいるところです。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に質疑もないようですので、次の報告をお願いします。

平野河川課長 芹川ダム水環境改善対策について、ご報告いたします。

委員会資料の15ページをお開き願います。

芹川ダム貯水池では、上流からの栄養塩類の流入やダム湖内の水の入れかわりが少ないことから、夏期にはほぼ毎日、アオコが発生しており、景観・水質の悪化が問題となっています。

アオコ対策については、その繁殖を抑制する装置をこれまで試験的に設置するなど、検討を進めてきたところですが、本年10月9日に大分市のえのくま浄水場にて水道水の臭気問題が発生しました。

資料15ページの右側をごらんください。

今回の臭気問題については、アオコではなく、臭気原因物質である「2-MIB」を産み出す植物プランクトン「フォルミジウムテヌエ」が、多量に繁殖したことが原因と考えられています。

このために、大分市水道局は通常の10～20倍の活性炭を投入し、県は芹川ダムからの発電放流量を通常の半分に抑制し、植物プランクトンの流下を軽減するなどの臭気対策

を講じてきました。

その結果、10月から11月中旬にかけて、合わせて9日間、えのくま浄水場の給水栓において、水道水の水質基準を超えておりましたが、現在では安定的に基準値以下となっていることから、大分市では、11月28日をもって、水道水臭気の終息宣言をしたところ です。

植物プランクトンの発生抑制には、専門家の意見によると、ダム貯水池の水を循環させることが有効であると聞いております。

水道水については、水道管理者が取り組むべき問題であります。河川管理者としても配慮が必要であると考えことから、対策事業について、企業局と共同で取り組むこととしております。

まず、応急対策として、ダムの堤体付近に仮設の循環装置1基を設置し、ダム貯水池の温度が上がる春先までには、運転を開始することとしています。

次に対策工事の進め方でございますが、資料16ページ右側の図の1、2をごらんください。

まず、貯水池内分画フェンスを設置し、川からの流入水で湖水を循環させ流入した栄養塩類を湖底側に誘導します。さらに循環装置を設置し貯水池内の水を循環させ、光合成を阻害することによりプランクトンの増殖を抑制します。

1期工事として分画フェンスと循環装置1基を平成27年6月ごろには設置する予定としており、さらに2期工事として循環装置1基を平成28年3月までに設置する予定としております。

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

河野委員 原因として1番最初に書かれている上流からの栄養塩類の流入とあるんですが、これは農薬とか堆肥の類とか、そういったことで悪化したという意味なんでしょうか。

それで、こういう大もとの対策なくして、対処療法的な対応で大丈夫なのかという疑問もあるんですが、どうでしょうか。

平野河川課長 ダム湖の中に流入してきます栄養塩類の原因は、委員ご指摘のように肥料や堆肥というものもございまして、上流の生活雑排水等の影響、それから、芹川ダムの上流は長湯温泉もございまして、温泉の排水というものもございまして。これらのものにつきましては、ダムだけでは全て解決するわけではありませぬので、上流のそういった生活排水の処理ですとか、それから、農薬とか堆肥等を使う方に、なるべくそういう栄養塩類が出ないような物を使っていただくと。それから、畜産系の排水であるとか。これらにつきましては、県庁内の関係各課と連携をとりまして、そういった栄養塩類の流入を抑制していくという方策はとろうと考えております。

しかしながら、それらのもの以外に自然に発生する、いわゆる山地などの落ち葉とかはなかなか規制できないものが非常に大きいので、今回のようなダム湖内の循環装置というものが必要と考えております。

県内におきましては、直轄ダム――耶馬溪ダムでありますとか、松原・下笠ダム、それから、新しい大山ダムにおきましても循環装置を設置してございまして、アオコの発生抑制には効果があると聞いておりますので、今回の事業で実施したいと考えておるところでございます。

江藤委員 飲料水については、においがするということで、こういう対策はとっておるんですが、もう1件は、この芹川ダムについては、井路が、土地改良区が多いんです。それで、農作物、特に稲作にこの水を使っても影響があるのかないのか、そこはどげえですか。

平野河川課長 今回の臭気の原因でございます「2-MIB」というものですが、これは大分市の水道管理部からも記者発表なり情報提供がありました。臭気のみで、健康には影響がないということをおっしゃっています。

今言われますような農業用水等に使われる中では、そういった健康被害物質ということはないと聞いています。

江藤委員 これだけの対策をとった関係で、においはするけども人体に影響はないというのは、もう我々も報告を受けている。私が聞きたいのは、今言った井路に直接、土地改良区に流れた水が、来年の5月から今度は稲作に入るんだけれども、それに対する影響はないのかどうか、そこまで調査をしたかどうか。影響はねえの。

平野河川課長 この循環装置による対策につきましては、アオコ対策ということで、いろんな検討をしまして、今後対策をしていこうとしていたところに、今回の臭気物質の問題がありまして、その対策をスピードアップしてやるということになりました。

これまでのアオコにつきましては、かなり長い期間、アオコが発生しているということがございます。当然、今までも各農業用水等にダムから水が引かれておりますけれども、その中で特にアオコそのものが問題になったということは聞いておりません。今回の物質については、あくまでも水道水の臭気という点でございますので、農業用水についての影響はないと考えております。

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これで執行部からの報告を終わります。

この際、その他全般にわたって、何かありませんか。

桜木委員 2つぐらい聞きたいと思うんですけど、まず、議案にありましたトンネルとか、落札率が73%とか、75%とかになると、これは低入札になるんですね。県が計画を立ててコンサルタント会社が調査をしたり、あるいは設計をするわけでしょう。それをまた、県のほうが詳細に見て、そして入札価格を大体決めて入札にかけるわけでしょう。先ほど委員長も言ったように、全ての災害にしても一緒ですけども、トンネル工事とか橋梁とか、入札にかけるときに、ぴしっと職員が、それを検査ができていくかというのが気になるわけですね。

災害のときも、やっぱり現地に合わないとか、細かいところはいろいろいっぱいあったんですよ。それとか、トンネルになると、今度は土壌が軟弱で、地盤が計算できなかったとか、あるいはこの耐震化でも一緒ですけども、そのためにコンサルタント会社が入って、詳細に調査を、ボーリング調査とかいろいろしよるわけだから、増額するなら、もとの仕方がおかしいんじゃないかという気がするんですね。もう最初から低入札じゃなくてもいいんじゃないかとか。大概、昔は低入札にして、それでふやして、いろんな理由がつく。ところが、議会を通るときには、土質がどうだとか言うたら全くわからんわけですよ。もう言われたとおりに議案を認めざるを得ないと。それやったら、もう少しやっぱり県の職員が、きちっとコンサルタント会社のつくった設計を詳細に検討して入札価格を決めるべきではないかというような気がしますが、それが1点ですね。もうそれは全部に通用することです。

27年度予算で聞きたいんですけども、1つは、23年の選挙のときの予算に比べてどうだったのか、来年度の要求額が五百何十億円、これが23年度に比べてどうだったのか。それが1点。

この選挙後に、事業が執行される場合、骨格予算である程度事業は出ていますけれども、それは大きなものが多いので、県下の業者というのは中小零細が多いわけですから。そうすると出てくるのが遅くなるわけだから、それを何とか早めて出してもらわないと、やはり業者のほうも生活は困るんじゃないかと。いつも言われることですけどもですね、6月から9月ぐらいしかやっと出てこないんで非常に困りますと。それがまた選挙になったら、なお遅くなるわけですから、やっぱりその準備と、出すのを早くできるようにお願いをしたい。それについての部長の心構えをひとつよろしく。

鈴木道路建設課長 第1点目、トンネルの低入札に関連いたしましてお答えいたします。

まず、今回のトンネル工事は確かに低入札に該当するもので、通常であれば——失格基準を設ければ失格に該当するものでございます。

今回、詳細な低入札の場合に行う公共事業の品質確保の観点から、ちゃんと契約どおり履行されるかどうかという観点から低入札調査を実施しております。

この結果からわかったこととございますけれども、やはりトンネルの入札に当たっては、今回受注した業者はいずれも大手で、例えば、大規模なトンネルの掘削機械を持っているとか、それから、過去の経験も多くて、何人1組で対応するのかといったようなことを、かなり合理的な設計をしていて、大型の機械を使って工期が短縮できる、さらにパーティーも少人数でできるということが最大の要因となっております。これでほぼ我々の積算との差が説明できるぐらいになっておりまして、いわゆる下請いじめにならないか、例えば、下請の労務単価を切ったり、資材単価を切ったりということがないかという点についても確認しておりますが、労務単価、資材単価ともに実績等から勘案して適切なものとなっております。大きくは、やはり、技術力でもって縮減できているというのが大きな点かと考えております。

桜木委員 これはいいんですけど、全般的に考えたときに、追加予算が結構あるじゃないですか、ほとんど増額予算が出てくるじゃないですか。トンネルとか道路でも一緒ですよ。全般でそういうのが多いから僕は職員の検査能力をもう少し上げてもらわないと、議会としては、出てきた内容が自分たちでチェックできるわけじゃないんだから、やっぱり職員にそれはお任せしちよるわけですから。

鈴木道路建設課長 ご指摘のとおり、橋梁等と違ってトンネルの場合は、中が掘ってみたいとわからないという部分がございますので、上がる場合も、下がる場合もあります。どちらかというと下がる案件のほうがトンネルについては多い実態でございます。

ただ、設計を十分に、調査を十分にということとございますけれども、トンネルで十分な調査といっても、全線をボーリングするわけにもいかないので、追加的な調査をしたとしても、結果的に工事費は変わらないこととなりますので、調査をすればよいというものでもないというのが実情で、トンネルについては、なかなかわからないだけに苦しいというのが実情でございます。

進土木建築部長 27年度と比較してどうかという話でございます。

今年度、概算要求しておりますけれども、この中でも、もうこれは肉づけはゼロで、骨

格で全部上げろというものもありまして、要するに県民の皆さんにとって緊急性が高いものについては、当然満額で上げています。先ほど申し上げました生活排水の処理でありますとか、耐震化の問題でありますとか、ああいったものは、もう満額ということで、そういうめり張りをつけながらやっております。

この方針で7割がどうかということでございますけれども、恐らく余り遜色ない金額になっているんじゃないかなと思っています。

それから、もう1つ、骨格予算になることで、早期の発注に向けての努力を、というお話でございました。これも当然でございます。

2つほど、ちょっと懸案があります。1つは、国の予算が4月早々に成立するかという問題がございます。それでもそう長期にずれ込むということはないと思っておりますので、我々としては、当然成立することを目途に作業を今後もやってまいります。

あと、県予算がそれに追いつくかという問題でございますけれども、今年度もやはり繰り越しも若干ございますし、それとゼロ県債ということも当然我々は視野に入れてこれから予算の詰めをやってまいりますので、今委員のご指摘いただきましたように、できるだけ早期発注に努めるように、できるだけ上半期に皆さんに仕事が行き渡るように努力してまいりたいと思います。

桜木委員 23年の選挙のときの事業費の予算と、来年度はどうかね、覚えちょらん。

後藤委員長 後ほどご連絡ください。

毛利副委員長 中津日田間、国道212号線の大石峠ですが、先般トンネルで事故が多発しました。その原因はちょっと把握はしていないんですけれども、これから年末年始は凍結します。毎年運送関係、トラック協会から、中津、日田に土木事務所が2つあるけど、問い合わせをすると、そこは中津の土木事務所やと、ここは日田やと、境目を区切って逃げられるという言い方はおかしいけれども。そこはやっぱり連携をとって、大分県の中のことですから、本庁からきちっと土木事務所に、そこは中津で、そこは日田ですからなんて対応をしないようにしていただきたい。何かあれば。

亀井道路保全課長 中津と日田につきましては、両土木事務所が、お互いに連絡があってもワンストップで連携がとれるように連絡したいと思っております。

それと、トンネルの事故についてなんですけれども、3件とも雨の日の事故でして、日田側から中津側に向かって一本筋の下り勾配になっています。トンネルの外も、雨が降って明るい部分も一本筋の下り勾配になって、まずはトンネルの中の舗装について、滑らないような舗装を先般発注させていただいておるところです。

それと、トンネルの入り口部分について、降った雨がトンネルに入らないように、勾配についての排水対策を何かできないか検討させていただいております。

藤田委員 大分市の家島地区で河口周辺から硫化水素系のガスが出ているというような話を聞いたんですけれども、これは大分市か地元から、何らかの要望等が来ているのかどうか。来ているとすると、どういうふうな対応をしているのか。

渡邊港湾課長 そういった問い合わせ等については、情報をそこまで把握しておりませんので、また事務所のほうに確認させていただきたいと思えます。

後藤委員長 それでは、その他の項はそれぐらいでよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それでは私から、事前に議案を説明いただいた際に麻生議員を初め、お尋ねしたことに関連して、公共工事の県内企業の受注状況について、説明を求めたいと思います。

〔事務局資料配付〕

麻生公共工事入札管理室長 ただいまお配りしました資料でご説明したいと思います。

これが大分県土木建築部の発注工事の状況を示した表でございます。

平成22年度から今年度の上半期までの状況を示したものでございます。上の段は発注金額に応じて分類しており、下に合計を書いています。「全工事」欄の1、2段目に、県内業者の受注件数、受注率を示しております。

直近の平成25年度を見ますと全体で1,994件の工事を発注し、そのうち県内企業の受注件数が1,903件、率として95.4%、金額についても90%が県内企業という状況になっております。県外企業が91件受注しておりますが、内訳を見ますと、舗装工事、橋梁の上部工工事あるいは電気通信の工事等が多くなっております。

舗装工事について多いのは、県内にプラントを有する舗装企業を、要件設定する際に、地元にある企業と同等の考えで指名していることから、舗装工事で県外企業がふえております。橋梁工事につきましては、メタル・PCどちらの橋梁についても、県内に工場を有している企業もございます。そういった県内にプラントや工場を有している企業を県内企業と考えれば、件数的には割合で言うと97.5%を県内の企業に出していると考えております。

今回、WTO案件の工事については、代表企業等が県外企業となっておりますが、当部としましては、基本的に地元でできるものは極力地元に出すということで今後、指名あるいは要件設定して入札を行っていきたいと考えております。

後藤委員長 ただいまの説明につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に質疑もないようですので、これをもちまして、土木建築部関係の審査を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔土木建築部退室〕

後藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

以上で、予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別になくありますので、これをもって本日の委員会を終わります。

本日はどうもご苦労さまでした。